

# 三宅島の現状（その53）

平成15年4月25日  
三宅村災害対策本部(三宅島)

## 【気象及び火山活動状況】4月11日～4月25日

今期間の気象状況は、移動性高気圧に覆われ晴れた日が多い期間でした。その中で、15日から16日にかけて前線の影響や低気圧の通過により降水があり、総雨量はそれぞれ坪田で59.0ミリ、阿古で36.0ミリでした。

火山の活動状況は、この期間の22日に三宅島近海（島南西部）を震源とする地震により、神着、坪田で震度2が観測されました。噴煙の高さは、11日には火口上600mの白色の噴煙が上がっているのが観測されました。

火山ガス(SO<sub>2</sub>)の放出量調査は23日に海上保安庁の協力により実施しました。

島内のガス濃度(SO<sub>2</sub>)は、13日村役場で5.3ppm、18日三池で3.6ppm、19日逢の浜で3.4ppmを観測しました。（東京都環境局観測）

## 【三宅島の状況】

**三宅村災害対策本部運営：**4月18日、役場二階の窓から見える「青い海」と「青い空」。何ら変わらない景色に安堵感を覚えると同時に2年8ヶ月という年月を長く感じながら、役場の一階にあった「三宅村災害対策事務所」を二階に移動し、これまで支庁（現地対策本部）が行っていた一部の事務も引き継ぎ、本格的な現地での作業を行うことになりました。本部での作業は、各機関への情報の伝達や調整が主なものですですが、4月より始まった島民の「滞在型帰宅事業」、「日帰り帰宅事業」も新たに加わるなど、これまで以上に多忙の日が多くなりますが、職員一丸となって頑張っていきたいと思います。

本部作業の中での夕方に開催される代表者会議は、島内で作業する全ての防災関係者が出席し、様々な情報伝達や情報交換を行うことから、真にここが災害現場の最前線であることを感じることができます。

**滞在型帰宅事業：**4月19日から3泊4日の滞在型帰宅事業が始まりその第1弾として、坪田地区の47世帯68名が帰島しました。

新しく伊豆地区に建設された避難施設（クリーンハウス：302名定員）に宿泊しながら家屋の修繕や電化製品の確認等の作業に追われ、4日間もあつという間に過ぎたのではないでしょうか。期間中は天候にも恵まれ、予定していた作業も順調に終わることができたこと思います。

本格的な帰島に備えた「滞在型帰宅事業」は、9月までに18回が予定されています。ひとりでも多くの島民の方が参加して一日でも早く帰島できるように祈りたいと思います。

今回、第1号の「三宅島の現状」の発行となりました。刻々と変わる島の復旧事業や取り組みを紙面でお知らせしたいとスタッフ一同頑張ってまいりますので、編集にあたりご意見、ご感想をお寄せください。

# 三宅村と三宅支庁の

そ う ご う そ う だ ん ま ど ぐ ち  
**総 合 相 談 窓 □**  
み に こ ん だ ん か い  
**三 二 懇 談 会**

三宅村と三宅支庁では、生活などに関する総合的な相談窓口を設置しました。

生活の悩みや福祉の申請手続きのしかた、村・支庁業務へのご質問などお気軽にご相談ください。

また、これまで三宅支庁で行ってきましたミニ懇談会事業についても、総合相談窓口で受け付けて実施することになりましたのでお知らせします。

（詳細は、裏面のとおり）

相談専用電話

03-5320-7858

03-5320-7873

場所

三宅村新宿総合事務所内

東京都庁第一本庁舎南棟41階

## 1 総合相談窓口

三宅村と三宅支庁は、本年2月17日から生活などに関する総合的な相談窓口を設置しました。村や支庁の事業についてのご質問等、何でも結構ですのでご利用ください。

## 2 災害保護特別事業

総合相談窓口は、どのような相談でも受け付けしますが、新たに実施された三宅村災害保護特別事業についてお話をします。

この事業は、本年2月17日から実施され、実績は次のとおり。

4月25日現在

受給世帯	受給者数	月の平均交付額	平均預託金額
27世帯	41人	55,692円	2,598,000円

月々、少ない年金しか収入のない方、病気等で就労したくてもできない方、就労できても収入が少ない方等は、ご家族の預貯金を取り崩して生活なさっていることだと思います。このような住民の方は、ぜひ一度ご連絡ください。後日、調査員が訪問してお話を伺います。

なお、世帯の基準額がお知りになりたい方もぜひご連絡ください。

## 3 ミニ懇談会事業

この事業は、これまで三宅支庁で行ってきましたが、4月からは、総合相談窓口で受け付けを行い実施することになりました。

意見交換会等は、広くて大きな会場で行うことも大切ですが、もう少し身近で気軽に話し合える小さな懇談会も必要と考えました。

実施については、総合相談窓口の職員(村1名、支庁1名)2名が住民の要請で行う事業です。集会所や4~5人が集まる住民のご家庭にもお伺いしますのでご遠慮なくご連絡ください。

避難生活に不安のある方、子供の教育問題について聞きたい方、島に行きたくても行けない方、住民説明会等に参加しても意見が言えない方等どなたでも結構です。

最近の島の様子を映したビデオを見ながらお話ししたいと思います。実施日についてもご相談ください。

連絡先：三宅村総合相談窓口 梶本、彦坂

03-5320-7858、03-5320-7873

都庁代表：03-5321-1111

内線45-520 又は、45-663